

## 4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域

### 1 北高原山狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成30年3月設定）

矢板市長井地内国有林那珂川森林計画区349林班と同350林班との境の南端を起点とし、同林班界を北西に進み同352林班と同349林班と同350林班との交点に至り、同所から同349林班と同352林班との林班界を北西に進み民有林と国有林との境界に至り、同所から民有林と国有林との境界を北西に進み矢板市と那須塩原市との行政界に至り、同所から同行政界を北東に進み同行政界と国有林那珂川森林計画区380林班との交点に至り、同所から同361林班と同380林班との林班界を南東に進み民有林と国有林との境界に至り、同所から同境界を東進し更に南進し更に西進して県道塩原矢板線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み赤滝鉱泉の東方約200メートルにおいて同県道と赤滝鉱泉に向かう歩道との交点に至り、同所から同歩道を西進し湯沢沿いの国有林と県有林との境界に至り、同所から湯沢沿いの同境界を北西の方向へ進み国有林那珂川森林計画区353林班と同351林班と林道高原線の境界に至り、湯沢橋を横断し更に国有林と県有林界の湯沢を北西に進み国有林那珂川森林計画区352林班と同350林班と県営林との交点に至り、同所から同350林班と県営林との境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、国有林那珂川森林計画区358林班オ小班及びロ2小班を除く区域

### 2 南古峰原狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成30年3月設定）

鹿沼市草久地内県道草久足尾線と基幹林道前日光線との交点を起点とし、同所から同基幹林道を南進し旧鹿沼市と旧栗野町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進し横根山頂を経て方塞山頂に至り、同所から鹿沼市と日光市との行政界を南西に進み鹿沼市道カ201号との交点に至り、同所から同市道を西進し県道草久足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し歩道との交点（鹿沼市上粕尾字横根2013番地）に至り、同所から同歩道を北進し都沢林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み県道草久足尾線との交点に至り、同所から同県道を北進し更に東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 3 大荷場狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成30年3月設定）

佐野市秋山町字木浦原地内佐野市道木浦原大荷場線の正ノ沢1号橋を起点とし、同市道を北進し大荷場木浦沢林道との交点に至り、さらに同林道に沿って北進し大荷場橋に至り、同所から尾根伝いに西進し陣地に至り、同所から旧葛生町と旧田沼町との行政界を尾根伝いに北西に進み氷室山に至り、同所から群馬県と栃木県との行政界を北東に進み佐野市と鹿沼市との行政界に至り、同所から同行政界を東進し尾出山を経由し平成24年度樹立渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区36林班と同37林班との境界に至り、同所から同境界を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 4 前日光狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成30年3月設定）

鹿沼市内県道鹿沼足尾線と県道草久足尾線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道カ201号との交点に至り、同所から同市道を東進し鹿沼市と日光市の行政界に至り、同所から同行政界を北東に進み方塞山頂に至り、同所から鹿沼市上粕尾と草久の大字界を東進し横根山頂を経て基幹林道前日光線との交点に至り、同所から同基幹林道を南進し鹿沼市入栗野と上粕尾の大字界に至り、同所から同大字界を西進し通称象の鼻展望台に至り、同所から渡良瀬川森林計画区鹿沼市粕尾地区51林班と56林班の林班界を西進し同51林班と53林班の林班界に至り、同所から同林班界を北進し同52林班と53林班の林班界に至り、同所から同林班界を西進し更に南進し林道山の神線との交点に至り、同所から同45林班と47班界との林班界を北進し同45林班と46林班の林班界に至り、同所から同林班界を西進し同39林班と45林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し同39林班と41林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み更に南西に進み県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し更に北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 5 西大芦狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成30年3月設定）

鹿沼市草久地内の六郎地山山頂（標高1,097.1メートル）を起点とし、同所から鹿沼市と日光市との行政界を南進し通称滑入尾根（標高896メートル）に至り、同所から同尾根を南西に650メートル進みさらに北西に1キロメートル進み川中島に至り、同所から通称タカボッチに達する尾根を南西に進みタカボッチに至り、同所から通称長久尾尾根を西進しウトウ沢との交点に至り、同所から尾根を北進し（古峰原狩猟鳥獣捕獲禁止区域界）地藏岳山頂に至り、同所から鹿沼市と日光市との行政界を北進し薬師岳山頂に至り、同所から同行政界を東進し三ノ宿山山頂に至り、同所から同行政界を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 6 古峰原狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成30年3月設定）

鹿沼市草久地内基幹林道前日光線と県道草久足尾線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し更に南進し鹿沼市と日光市との行政界に至り、同所から同行政界を北進し更に北東に進み地藏岳に至り、同所から尾根（国有林と民有林との境界）を南進し古峰山を経て社沢に至り、同所から同沢を南南西に進み県道草久足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 7 塩原南狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成30年3月設定）

那須塩原市塩原地内市道塩の湯八方ヶ原線と民有地及び国有林（那珂川森林計画区（以下、「計画区」という。）393林班）との官民界との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み前山八方ヶ原線歩道との交点に至り、同所から同歩道を南進し雷霆の吊橋に至り、同所から桜沢を南進し、那須塩原市と矢板市との行政界に至り、同所から同行政界を南西に進み那須塩原市と塩谷郡塩谷町との行政界に至り、同所から同行政界を南西に進み那須塩原市と日光市との行政界に至り、同所から同行政界を西進しさらに北進し計画区390林班と415林班との林班界に至り、同所から同林班界を北進し計画区390林班と408林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進

し計画区 389 林班と 408 林班との林班界に至り、同所から同林班界を北東に進み計画区 389 林班と 397 林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し計画区 392 林班と 397 林班との林班界に至り、同所から同林班界を北東に進み計画区 392 林班と 395 林班との林班界に至り、同所から同林班界を北東に進み計画区 393 林班と 395 林班との林班界に至り、同所から同林班界を北東に進み計画区 393 林班と 394 林班との林班界に至り、同所から同林班界を北東に進み国有林（計画区 393 林班）との官民界に至り、同所から同官民界を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

**8 寺尾狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成 30 年 3 月設定）**

栃木市尻内町地内一般国道 293 号と県道栃木粕尾線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み栃木市と鹿沼市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北東に進み谷倉山山頂に至り、同所から旧栃木市と旧西方町との行政界を南東に進み旧栃木市と旧都賀町の行政界との接点に至り、同所から同行政界を南東に進み一般国道 293 号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域のうち栃木市尻内町吉原金剛寺 1856-5 番地ニッコー栃木総合射撃場の敷地を除いた区域

**9 表日光狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成 30 年 3 月設定）**

日光市所野地内の県道栗山日光線と日光市道日 33002 号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し、平成 15 年度樹立鬼怒川森林計画区日光地区（以下「日光地区」という。）日光地区 33 林班と 35 林班との林班界との接点に至り、同所から同林班界を北西に進み日光地区 33 林班ア準林班 1 小班と官行造林との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光市道日 32150 号線との接点に至り、同市道を南東に進み、日光地区 32 林班ケ準林班 14 小班と官行造林との境界に至り、同所から同境界を西進し、日光地区 32 林班ケ準林班 13 小班と官行造林との境界に至り、同所から同境界を西進し日光地区 32 林班カ準林班と官行造林との境界に至り、同所から同境界を北西に進み日光地区 32 林班カ準林班とコ準林班との境界に至り、同所から同境界を西進し、国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区 32 林班ウ準林班とエ準林班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区 32 林班ウ準林班とイ準林班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み、国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を西進し日光市道日 32048 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南西に進み、一般国道 120 号との接点に至り、同所から同一般国道を北西に進み国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み日光地区 56 林班と 57 林班との境界に至り、同境界を北西に進み日光地区 57 林班ア準林班 7 A 小班と 6 D 小班との境界に至り、同境界を北東に進み日光地区 57 林班イ準林班 5 A 小班と 3 D 小班との境界に至り、同境界を北西に進み日光地区 57 林班イ準林班 5 A 小班と 4 E 小班との境界に至り、同境界を北進し日光地区 58 林班イ準林班とウ準林班との境界に至り、同境界を北東に進み日光地区 58 林班ウ準林班 4 A 小班と 2 D 小班との境界に至り、同境界を北西に進み日光地区 59 林班イ準林班 3 A 小班と 1 D 小班との境界に至り、同境界を北進し日光地区 59 林班イ準林班 3 A 小班と 2 E 小班との境界に至り、同境界を北進し日光二荒山神社中宮祠から志津小屋にいたる山道に至り、同山道を北東に進み林道野州原線に至り、同林道を東進し国有林と民有林との境界に至り、同境界を北進しさらに南東に進みさらに北東に進み日光市湯元と同市川俣との字界に至り、同所から同字界を東進し、旧日光市、旧今市市及び旧塩谷郡栗山村との行政界に至り、同所から旧今市市と旧栗山村との行政界を東進し県道栗山日光線との交点に至り、同所から同道路を南東し起点に至る線に囲まれた一円の区域

**10 茂木狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成 30 年 3 月設定）**

芳賀郡茂木町大字小井戸地内町道茂木九石線と町道中郷光福線との交点を起点とし、同所から町道茂木九石線を北西に進み町道大瀬小井戸線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を東進し那珂川大瀬橋右岸側に至り、同所から同河川右岸を南進し北東に進み大藤橋右岸側に至り、同所から県道那須黒羽茂木線を南進し一般国道 123 号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み町道榎本八幡線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道茂木九石線との交点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

**11 高館山狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（平成 30 年 3 月設定）**

芳賀郡益子町地内県道下大羽益子線と県道益子公園線との交点を起点とし、同所から県道下大羽益子線を東進し県道山本下大羽線との交点に至り、同所から同県道を南進し町道西明寺栗生線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道益子公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、当該区域内の高館山鳥獣保護区特別保護地区の区域を除く。

**12 塩原北狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（令和 4 年 11 月設定）**

那須塩原市塩原地内一般国道 400 号と市道塩釜四季の里線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し主要地方道塩原・矢板線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道塩の湯線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道塩の湯八方ヶ原線との交点に至り、同所から同市道を南進し民有地と国有林（那珂川森林計画区 393 林班）との官民界に至り、同所から同官民界を北進しさらに南進し那珂川森林計画区 393 林班と 394 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区 393 林班と 395 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区 392 林班と 397 林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し同計画区 389 林班と 397 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区 389 林班と 397 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区 390 林班と 408 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区 390 林班と 408 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み空沢との交点に至り、同所から同沢中央線を北西に進み主要地方道藤原・塩原線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み一般国道 400 号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

ただし、当該区域内の上の原民有地、柏木平の民有地及び塩原鳥獣保護区特別保護地区を除く。